

地球環境憲章とは

NTT Charter for Global Environment

NTTは、地球環境保護に向けたNTTグループの基本理念と基本方針を掲げたNTTグループ地球環境憲章を1991年に制定し、1999年にはNTTグループの再編成に対応した環境保護推進に関する新たな基本方針として NTTグループ・エコロジー・プログラム21 を策定した。

NTTグループ地球環境憲章

NTT Group Global Environment Charter

〔前文〕 人類が直面している地球温暖化、オゾン層破壊、熱帯雨林の減少、砂漠化、酸性雨、海洋汚染などの深刻な地球環境破壊は、これまでに築き上げてきた社会システムに起因しており、企業の事業活動がこれに密接に関わっていることを深く認識する必要がある。企業として、将来の世代に禍根を残さないよう持続可能な発展に向けて真摯な姿勢で事業活動と地球環境保護を両立させなければならない。かかる基本認識に立ち、ここにこれら地球環境問題に対するNTTグループとしての基本理念と、具体的取り組みを方向づけるための基本方針を明示する「NTTグループ地球環境憲章」を定める。

〔 基本理念 〕

人類が自然と調和し、未来にわたり持続可能な発展を実現するため、NTTグループは全ての企業活動において地球環境の保全に向けて最大限の努力を行う。

〔 基本方針 〕

1. 法規制の遵守と社会的責任の遂行

環境保全に関する法規制を遵守し、国際的視野に立った企業責任を遂行する。

2. 環境負荷の低減

温室効果ガス排出の低減と省エネルギー、紙などの省資源、廃棄物削減に行動計画目標を設定し、継続的改善に努める。

3. 環境マネジメントシステムの確立と維持

各事業所は環境マネジメントシステムの構築により自主的な環境保護に取り組み、環境汚染の未然防止と環境リスク低減を推進する。

4. 環境技術の開発

マルチメディアサービス等の研究開発により、環境負荷低減に貢献する。

5. 社会支援等による貢献

地域住民、行政等と連携した、日常的な環境保護活動への支援に務める。

6. 環境情報の公開

環境関連情報の公開により、社内外とのコミュニケーションを図る。